

A1 医療法人とは、医療法(昭和 25 年改正)によりその設立が認められた法人です。

【解説】

昭和 60 年の医療法改正により、常勤の医師・歯科医師が 1 人でも法人化できる「一人医師医療法人制度」が創設されました。平成 24 年 3 月末現在で 47、825 件の医療法人が存在します。このうち、平成 24 年 4 月末現在で全国の病院の約 66.6%・診療所の約 37.3%〔個人診療所は約 46.0%〕・歯科診療所の約 16.5%〔個人診療所は 82.6%〕が医療法人を開設し、わが国の医療の根幹を支えていると言われております。

医療法人制度の目的は、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする団体又は財団が、都道府県知事の認可を得て、医療法人となることにより、医療を提供する体制の確保を図り、国民の健康保持に寄与することにあります。また、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する方途を開くことにより、資金の集積を容易にすることや医療機関の経営に持続性を付与し、それによって私人による医療機関の経営困難を緩和することも目的として挙げることができます。

【種類別医療法人数の年次推移】

平成24年3月31日現在

厚生労働省HPより)

年別	医療法人						特定医療法人(再掲)			特別医療法人(再掲)			社会医療法人(再掲)		
	総数	財団	社団			一人医師 医療法人 (再掲)	総数	財団	社団	総数	財団	社団	総数	財団	社団
			総数	持分有	持分無										
S45	2,423	336	2,087	2,007	80		89	36	53						
S55	3,296	335	2,961	2,875	86		127	47	80						
H1	11,244	364	10,880	10,736	144	6,620	183	60	123						
H5	21,078	381	20,697	20,530	167	15,665	206	60	146						
H10	29,192	391	28,801	28,595	206	23,112	238	64	174						
H15	37,306	403	36,903	36,581	322	30,331	356	71	285	29	7	22			
H18	41,720	396	41,324	40,914	410	34,602	395	63	332	61	10	51			
H19	44,027	400	43,627	43,203	424	36,973	407	64	343	79	10	69			
H20	45,078	406	44,672	43,638	1,034	37,533	412	64	348	80	10	70			
H21	45,396	396	45,000	43,234	1,766	37,878	402	58	344	67	6	61	36	7	29
H22	45,989	393	45,596	42,902	2,694	38,231	382	51	331	54	3	51	85	13	72
H23	46,946	390	46,556	42,586	3,970	39,102	383	52	331	45	2	43	120	19	101
H24	47,825	391	47,434	42,245	5,189	39,947	375	49	326	9	1	8	162	28	134

昭和 60 年に一人医師医療法人制度が創設されてから、医療法人の総数が大幅に増加しております。これは、それまでは医師・歯科医師が常時 3 人以上勤務していることが医療法人の設立要件となってもものが緩和されたためと思われます。

【医療法の改正】

	改正内容	備考
第 1 次改正 (S60 年 12 月公布)	一人医師医療法人制度創設	改正前は、医師・歯科医師が常時 3 人以上勤務していることが要件
	医療計画制度創設	病床規制の実施
第 2 次改正 (H4 年 7 月公布)	附帯業務拡大 (疾病予防運動施設等)	
	特定機能病院や療養型病床群創設	
第 3 次改正 (H9 年 12 月公布)	特別医療法人制度創設	
	附帯業務拡大 (第 2 種社会福祉事業)	
	診療所の療養型病床群設置の許可	
	地域医療支援病院創設	
第 4 次改正 (H12 年 12 月公布)	病床区分の見直し(「その他病床」の一般、療養への区分)	医師法改正 H16 年 4 月から臨床研修が必修化
	一般病床の看護配置基準強化・病床面積拡大など	
第 5 次改正 (H18 年 12 月公布)	医療法人体系の変更	
	社会医療法人創設 社会医療法人債の発行	
	附帯業務拡大 (有料法人ホーム設置など)	
	医療法人の出資持分の帰属先	
	医療法人の管理体制の見直し	

今後の地域医療提供体制の大きな担い手として期待される医療法人について、平成 18 年に公布された第 5 次医療法改正より、医療法人制度が大幅に改正されました。